



号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(児童手当の額)

**第六条** 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 児童手当（中学校修了前の児童に係る部分に限る）次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが三歳に満たない児童（施設入所等児童を除き、月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下この号において同じ。）、三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。）であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等児童を除く。以下の号において「三歳以上小学校修了前の児童」という。）又は十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童（とある。）である。十一日までの間にある者（施設入所等児童を除く。以下この号において「小学校修了後の学校修了前の児童」という。）である。かかる児童のうち、小学校修了前の児童である場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。）次の（1）から（3）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める額

(1) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童又は三歳以上小学校修了前の児童である場合 次の（1）から（i i i）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）から（i i i）までに定め

(i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童である場合 一万五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額

(ii) 当該三歳以上小学校修了前の児童が一人又は二人いる場合 一万五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

(iii) 当該三歳以上小学校修了前の児童が三人以上いる場合 一万五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

(2) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童又は小学校修了後中学校修了前の児童の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童又は小学校修了後中学校修了前の児童の区分に応じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

(ii) 当該支給要件児童のうちに三歳以上小学校修了前の児童がいる場合 一万五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

(3) 当該小学校修了後中学校修了前の児童が二人以上いる場合 一万五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

口

(1) 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童のうちに十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童がいる場合（次条の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額）

(i) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が一人いる場合（次の（i）又は（i-i）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（i）又は（i-i）に定める額）

(ii) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童、三歳以上小学校修了前の児童又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である場合（一万五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額（当該支給要件児童のうちに三歳以上小学校修了前の児童がない場合には、零とする。）とを合算した額）

(2) 当該支給要件児童のうちに小学校修了後中学校修了前の児童がいる場合（一万五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額）

当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が二人以上いる場合（一万五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額）

児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号に係るものに限る。）が未成年後見人であり、かつ、法人である場合（一万五千円に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない児童の数を乗じて得た額を合算した額）

般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては主たる事務所の所在地とし、施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあつては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合については当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。)を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、前二項と同様とす。

## 第十条 児童手（支給の制限）

**(支給の制限)**  
**第十一条** 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による命令に従わざ、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。  
**第十二条** 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。  
**(未支払の児童手当)**

地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収すること

第十五条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(受給権の保護)

第十六条 税その他の公課は、児童手当として地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(公課の禁止)

に勤務する者を  
く。)

く。) に勤務する者を除く。)  
2 第七条第三項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。  
3 第一項の規定によつて読み替えられる第七条第一項の認定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

4 児童手当は、毎年一月、六月及び十月の三期间に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(児童手当の額の改定)

第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその後の改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給及び支拂)  
第八条 市町村長

は、前条の認定をした一般受給

## 第十二条 児童手当の

一般受給資格者が死亡した  
花二ノ上者ニ反ムラズキ兒

支給を受けた  
できない。

金錢を標準として、課することが

(児童手当に要する費用の負担 第三章 費用)

担( )

3 払うことができる。  
前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。

**第十三条** (支払の調整)

児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき理由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

**第十四条** 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、

支給を受けた金額を標準として、課することがができる。

### 第三章 費用

<p>二　常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人者）を除く。）</p>	<p>二　常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人者）を除く。）</p>
<p>当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）</p>	<p>当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）</p>

### 第三章 費用

（三）（三月三十一日までの間にある者（次条において「三歳以上中学校修了前の児童」という。）は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。  
被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）は、その三分の二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。



閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

(調査)

**第二十七条** 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に

関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

**第二十八条** 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。(報告等)

**第二十九条** 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、内閣府令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、内閣総理大臣に報告するものとする。都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行なうために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。(事務の区分)

**第二十九条の二** この法律(第二十条から第二十一条の二まで及び第二十九条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。(実施命令)

**第三十条** この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

(罰則)

**第三十一条** 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、受給資格者に対する、受給資格の有無、児童手当の額に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に

関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭和四十六年七月一日から、附則第三条第一項及び附則第九条の規定は公布の日から施行する。

(特例給付)

**第二条** 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者(第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十

二月三十一日において生計を維持したもの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る)に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五千円に第四項における給付を行う。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいづれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定める。

4 第六条第二項、第七条第一項及び第三项、第八条から第十二条まで、第十二条第一項、第十一条から第二十二条まで(第十八条第一項、第二项及び第六項を除く。)、第二十三条から第二十九条まで(第二十六条第二項を除く。)並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者(被用者又は公務員(施設等受給資格者である公務員を除く。)でない者をいう。以下同じ。)」とあるのは、「公務員でない者」と、「費用(当該被用者等でない者が施設等受給資格者である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)」とあるのは、「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定

により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用(三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用(三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用(当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)についてはその三分の二に相当する額を、それ

ぞれ」とあるのは「附則第二条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者別の別」とあるのは「被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。)の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)その他の政令で定める法律の規定を適用する。

5 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十二条の二」とあるのは「第二十二条」と、「第二十九条」とあるのは「第二十九条(これらの規定を附則第六条の規定を適用する)」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

6 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十二条の二」とあるのは「第二十二条」と、「第二十九条」とあるのは「第二十九条(これらの規定を附則第六条の規定を適用する)」とする。

7 第一項から第五項までに定めるもののはか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他の同項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

8 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

(支給要件に関する暫定措置)

**第三条** 平成二十四年四月分及び同年五月分の児童手当については、第五条の規定は、適用しない。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 则 (昭和五四年五月二九日法律第三十六条抄)

第一項 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 则 (昭和五四年五月二九日法律第三十六条抄)

九号 抄

八号 抄

七号 抄

六号 抄

五号 抄

四号 抄

三号 抄

二号 抄

一号 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、附則第四条第二項の規定は公布の日から、第一条及び附則第二条の規定は同年十月一日から施行する。

**第二条** 昭和四十九年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

**附 则 (昭和五〇年六月二七日法律第四七号)**

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

**第四条** 昭和五十年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

**附 则 (昭和五三年五月一六日法律第四六号)**

(施行期日)

**第一条** この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 则 (昭和五三年五月一六日法律第四六号)

第一項 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 则 (昭和五三年五月一六日法律第四六号)

九号 抄

八号 抄

七号 抄

六号 抄

五号 抄

四号 抄

三号 抄

二号 抄

一号 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和五十年九月一日から施行する。ただし、附則第四条第二項の規定は公布の日から、第一条及び附則第二条の規定は同年十月一日から施行する。

**第二条** 昭和五十年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

**附 则 (昭和五六年五月二五日法律第五号)**

(施行期日)

**第一条** この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 则 (昭和五六年五月二五日法律第五号)

第一項 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 则 (昭和五六年五月二五日法律第五号)











のすべてが小学校第三学年修了後小学校修了前児童であるもの、その者が同項の給付の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

二　次の各号に掲げる者が、平成十八年九月三十日までの間に新児童手当法附則第七条第四項において準用する新児童手当法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新児童手当法附則第七条第一項の給付の額の改定は、同条第四項において準用する新児童手当法第九条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一　施行日において現に小学校第三学年修了後小学校修了前の児童を養育していることにより新児童手当法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者。施行日の属する月

二　施行日から平成十八年九月三十日までの間に小学校第三学年修了後小学校修了前の児童を養育することとなつたことにより新児童手当法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者。当該小学校第三学年修了後小学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

第四条　前条の規定は、新児童手当法附則第八条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用する。この場合において、前条第一項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「同項第一号イ」とあるのは「新児童手当法附則第七条第一項第一号イ」と、同条第二項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第八条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」である。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一條　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）  
附 則（平成一九年三月三一日法律第二三百九十一條）抄

（罰則に関する経過措置）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

びこの附則の規定によりなお從前の例によるこ

ととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

<p><b>第一條</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p><b>附 則 (平成二年七月一日法律第六五号)抄</b></p> <p>(施行期日)</p> <p><b>附 則 (平成一九年七月六日法律第一一一号)抄</b></p> <p>(施行期日)</p>	<p><b>第七十五条</b> この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p><b>第七十四条</b> この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>第二条</b> この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し、報告(届出)提出その他の手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。</p>
--	---	--	--	-------------------------------------	--

<p>（施行期日）</p> <p>附 則　（平成二十三年八月三〇日法律第二〇七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則　（平成二十四年三月三一日法律第二四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p>	<p>（施行期日）</p> <p>第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>（施行期日）</p>
--	---

いて第一条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による認定（以下この条及び次条において「児童手当の支給認定」という。）があつたものとみなす。この場合において、その児童手当の支給認定があつたものとみなされた児童手当の支給は、同法第八条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始める。

による改正後の児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、同法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ該当該各号に定める月から始める。

一 施行日において第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第四項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当している父又は母 施行日の属する月

施行日から平成二十四年五月三十一日までの間に当該中学校修了前の児童と同居することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つたもの。その者が当該中学校修了前の児童と同居することとなつた日から施行する月の翌月。

の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」とする。  
（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に関する経過措置）

**第四条** 前条第一項の規定により児童手当の支給認定があつたものとみなされた者に係る第一条の規定による改正後の児童手当法第十八条第六項の規定の適用については、同項中「第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）」の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する月から平成二十四年五月までの間」と、「当該認定の請求をした際」とあるのは「施行日」とする。  
(児童手当及び旧特例給付等の支給に関する経過措置)

**第五条** 平成二十二年三月以前の月分の児童手当並びに旧児童手当法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の給付（以下「旧特例給付等」という。）の支給については、なお従前の例による。

**第六条** 次の各号に掲げる者が、施行日から平成二十四年九月三十日までの間に第一条の規定に置く。

四 施行日から平成二十四年五月三十一日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、未成年後見人、父母指定者又は第十三条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたことにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた者その者が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

第五条 次の各号に掲げる者が、施行日から平成二十四年九月三十日までの間に第一条の規定による改正後の児童手当法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 中学校修了前の児童を監護しかつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、

事業費充当額相当率の設定に関する経過措置第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の一〇・三を標準として」とする。平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

**第十三条** 次の各号に掲げる者が、平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に第二条の規定による改正後の児童手当法（以下「新児童手当法」という。）第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替へ適用する場合を含む。）又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、新児童手当法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、新児童手当法第四条第四項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当するに至つた父又は母、その者が同号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

二 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、未成年後見人、父母指

による改正後の児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、同法第八条第二項の規定にかかるわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 施行日において第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第四項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当している父又は母、施行日の属する月

二 施行日において未成年後見人、父母指定者（第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第二号に規定する父母指定者をいう。以下同じ。）又は同項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童（同法第二十二条の三に規定する中学校修了前の児童をいう。以下この条、次条、附則第十三条及び第十四条において同じ。）を養育していることにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当している者、施行日の属する月

三 施行日から平成二十四年五月三十一日まで

施行日から平成二十四年五月三十一日までの間に当該中学校修了前の児童と同居することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つたもの。その者が当該中学校修了前の児童と同居することとなつた日の属する月の翌月

二 施行日から平成二十四年五月三十一日までの間に未成年後見人、父母指定者又は第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つた者の者が当該中学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

(児童手当及び旧特例給付等に関する経過措置)

第八条 平成二十一年三月以前の月分の児童手当及び旧特例給付等に要する費用については、な

お従前の例による。

(拠出金の徴収に関する経過措置)

の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」とする。  
（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に関する経過措置）  
**第十一條** 平成二十二年四月から平成二十三年九月までの月分の子ども手当について平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条の規定を適用する場合においては、旧児童手当法の規定（旧児童手当法の規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。  
（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に関する経過措置）  
**第十二条** 平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の子ども手当について平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条の規定を適用する場合においては、旧児童手当法の規定（旧児童手当法の規定を含む。）は、なおその効力を有する。







<p><b>第一条</b> この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十一条の規定 公布の日</p> <p>(政令への委任)</p> <p><b>第三十八条</b> この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p><b>附 則</b> (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄</p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄</p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和五年五月八日法律第一九号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和六年六月一二日法律第四七号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定(施行日から起算して五年を経過する日)を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日</p>
---	---

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。